

第3章 計画の基本的な方針

1. 計画の基本理念

子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの立場に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準とすることが重要です。

こうした認識に立ったうえで、『すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できるまち・はんだ』を基本理念とし、少子化やこどもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中でこどもにしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援サービスの安定的な提供等を、この計画に的確に位置づけ、こどもの健やかな成長を保障していくこととします。

<計画の基本理念>

すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できるまち・はんだ

2. 施策の方向性

基本理念の実現に向け、ライフステージ毎に施策の方向性を示します。

妊娠準備～出産

①安心して出産できる環境づくりを推進する

就園前

②乳幼児を健やかに育てられる環境づくりを推進する

就学前

③幼児教育・保育の充実を図る

就学後（義務教育）

④こどもの教育や育成支援の充実を図る

全ライフステージ共通

⑤安心して子育てが行える環境の充実を図る

⑥子育てにやさしい社会の形成を推進する

⑦仕事と家庭の両立を支援する

3. 施策の体系

施策の体系は、こどもの成長に合わせた子ども・子育て支援に係る各施策を分類し、現在実施している子ども・子育て支援と今後実施する子ども・子育て支援を定めるものとします。

●体系図

※「取組内容」欄の★印のついた取組みは重点的に進める取組みを示します。
また、★印の後の数字は「ページ」以降の表中の番号に対応しています。

ライフ ステージ	施策の 方向性	施策の区分	取組内容
妊娠準備 ～ 出産	①安心して出 産できる環境 づくりを推進 する	妊娠希望者がこどもを 持てる体制の整備	・結婚後のライフプランの普及啓発 ・不妊治療（保険適応分）に係る経費の一部助成
		妊娠・出産に関する情 報の提供	・妊娠・出産に関する情報提供 ・予期せぬ妊娠等への相談窓口の啓発 ・母子健康手帳アプリの利用促進 ・子育て支援情報全般の集約と発信
		妊産中からの切れ目の ない支援の提供	・こども家庭センターでの相談支援の実施 ★1 ・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援（伴走型相談支援） ・妊産婦健康診査・乳児健康診査の公費負担を含めた一貫した健康管理 ・低所得世帯への妊婦初回産科受診費用の助成 ・産後ケア事業の実施 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施 ・妊産婦家庭サポート事業の実施 ・養育支援訪問の実施 ・子育て支援センターなど拠点施設の充実 ・妊婦のための支援給付の実施

4. こどもの権利の保障

こどもや子育て家庭への支援を通じてこどもの健やかな成長を目指すうえで、こどもを取り巻く全ての人々が、こども一人ひとりがかけがえのない存在であることを前提とすると同時に、こどもが周りの人に大切にされ、愛されながら、自分に自信をもって育っていくことを広く保障しなければなりません。

その点で、こども自身が健やかに育つために必要な権利を明らかにし、その環境づくりに大人は取組まなければならないと言えます。こうした考え方に立ち、こどもにとっての権利の保障を念頭に、こども施策の推進を図る必要があります。

(1) 安心して生きる権利

- ・ 命が守られること
- ・ かけがえのない存在として、愛情と理解をもって育まれること
- ・ 年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活すること
- ・ 平和で安全な環境のもとで生活すること
- ・ 健康に配慮され、適切な医療が受けられること
- ・ あらゆる暴力や犯罪から守られること
- ・ あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと

(2) 一人ひとりが尊重される権利

- ・ ありのままの自分が認められること
- ・ 個人の価値が尊重されること
- ・ 自分の考えを自由に持ち、表現することができること
- ・ 自分に関係することを年齢や発達に応じて自分で決めること
- ・ プライバシーや名誉が守られること
- ・ 安心して過ごすことができる居場所をもつこと
- ・ 自分の持っている力を発揮できること

(3) 豊かに育つ権利

- ・ 友達をつくること
- ・ 様々な世代の人々とふれあうこと
- ・ 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと
- ・ 年齢や発達に応じ、学び、遊び、休息することにより、のびのびと育つこと
- ・ 様々な人、自然、社会、多彩な文化とのかかわりの中で、他と共生し、社会の責任ある一員として自立していくこと
- ・ 夢を抱き、それに向かって挑戦すること

(4) 主体的に参加する権利

- ・ 自分たちの意見が尊重されること
- ・ 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること
- ・ 必要な情報を大人や社会に求め、集めること
- ・ 自分の気持ちや意見を表明する機会が与えられること
- ・ 意見を表明するために、必要な情報の提供や支援を受けられること

第4章 施策の展開

1. 重点的に進める取組み

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等については、本章の「2. 子ども・子育て支援制度について」以降に各事業別に今後5年間の量の見込み（需要量）と確保の方策（供給量）を定めつつ、今後の方向性を示し、各事業を推進するものとします。

また、子ども・子育て支援法に基づく重点施策以外の子ども・子育て支援に関する事業のうち、特に重点的な現在実施している取組み及び今後実施する取組みの方向性や取り入れるべき視点なども含め幅広く捉え、今後5年間に取組む施策について以下に記載します。

重点的取組

①安心して出産できる環境づくりを推進する

NO	主な取組み	取組みの概要	担当課
1	こども家庭センターでの相談支援の実施	妊娠期から育児期までの様々な相談に応じ、母子保健サービス等の支援や情報提供を行います。また、家庭の状況等に応じて、支援プランの策定を行います。	子育て相談課

②乳幼児を健やかに育てられる環境づくりを推進する

NO	主な取組み	取組みの概要	担当課
2	地域子育て支援拠点事業の推進	中学校区ごとに実施する地域子育て支援拠点相互の連携を図るとともに、各拠点の質の向上に取組み、身近な地域で子育ての不安が解消できるよう事業を実施します。	子ども育成課

③幼児教育・保育の充実を図る

N0	主な取組み	取組みの概要	担当課
3	幼児教育・保育の一体的な運営の推進	多様化する教育・保育ニーズ、低年齢児の待機児童対策や少子化等の課題に対応するため、教育・保育が一体となって取組む環境の整備・運営体制を推進します。	幼児保育課 学校教育課
4	待機児童対策の推進	年度途中に待機児童（特に0～2歳児）が発生する状況を踏まえ、低年齢児の受入れ枠の拡大・充実を図ります。	幼児保育課
5	公民連携の推進	教育・保育ニーズの多様化に対応するため、特徴ある教育・保育を実施する私立保育園への移行を推進し、保護者が選べる教育・保育を提供します。	幼児保育課 学校教育課
6	園舎の老朽化対策	老朽化した園舎について、計画的に建替・大規模改修を行うことで、園児の保育環境の整備を図ります。	幼児保育課
7	外国籍児童への支援体制の整備	外国籍児童への支援や保護者への相談体制を整えます。	幼児保育課 学校教育課

④こどもの教育や育成支援の充実を図る

N0	主な取組み	取組みの概要	担当課
8	教員・支援員の拡充	児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教員・支援員の拡充を図ります。	学校教育課
9	特別なニーズに対応した教育	特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適切な支援を行うことができるよう、支援員を配置することにより、学校生活の安定及び教育環境の向上を図ります。	学校教育課
10	外国籍児童生徒に対する日本語教育などの積極的支援	初期の日本語能力の習得を支援し、学校生活に早期適応が図れるようにします。また、日本語習得レベルに応じた日本語教育が受けられるようにします。	学校教育課
11	いじめや不登校等対策の推進	いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒に対する相談支援体制の充実を図り、課題の早期解決に努めます。	学校教育課

N0	主な取組み	取組みの概要	担当課
12	学校施設の老朽化対策	老朽化した学校施設の更新等を進め、学習環境の改善を図ります。	学校教育課
13	こどもが安心・安全に過ごせる居場所の環境整備	小学校の更新等に合わせ、小学校敷地内にこどもの居場所となる施設を整備し、放課後の安心・安全な居場所づくりに取組みます。	子ども育成課 学校教育課

⑤安心して子育てが行える環境の充実を図る

N0	主な取組み	取組みの概要	担当課
14	「オンライン子育て相談窓口」の充実	LINE から子育ての不安や疑問、悩みなど気軽に相談申込みができ、様々な相談内容に対応します。	子育て相談課
15	児童発達支援センターの機能の充実	こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上でインクルージョン推進の観点を念頭にこどもや家族の支援に取り組めます。	子育て相談課
16	個別の教育支援計画に基づく教育・保育の実施（特別支援教育の充実）	特別な教育支援を必要するこども一人ひとりに合わせ、適切な指導・対応を行います。	学校教育課 幼児保育課
17	個別の教育支援計画を活用した幼保小中の連携強化	幼保小中連携を行うことにより、こども一人ひとりに対し、切れ目のない適切な指導・対応を行います。	学校教育課 幼児保育課

⑥こどもの見守り、子育てにやさしい社会の形成を推進する

N0	主な取組み	取組みの概要	担当課
18	子育て家庭の負担軽減につながる手続きの見直し	デジタル技術を積極的に活用して、子育て家庭などが抱える様々な手間や負担を少しでも軽減し、こどもと向き合う時間を増やしていくことができるよう、子育てをより楽しく安心、便利なものにできる取組みを進めていきます。	全課共通

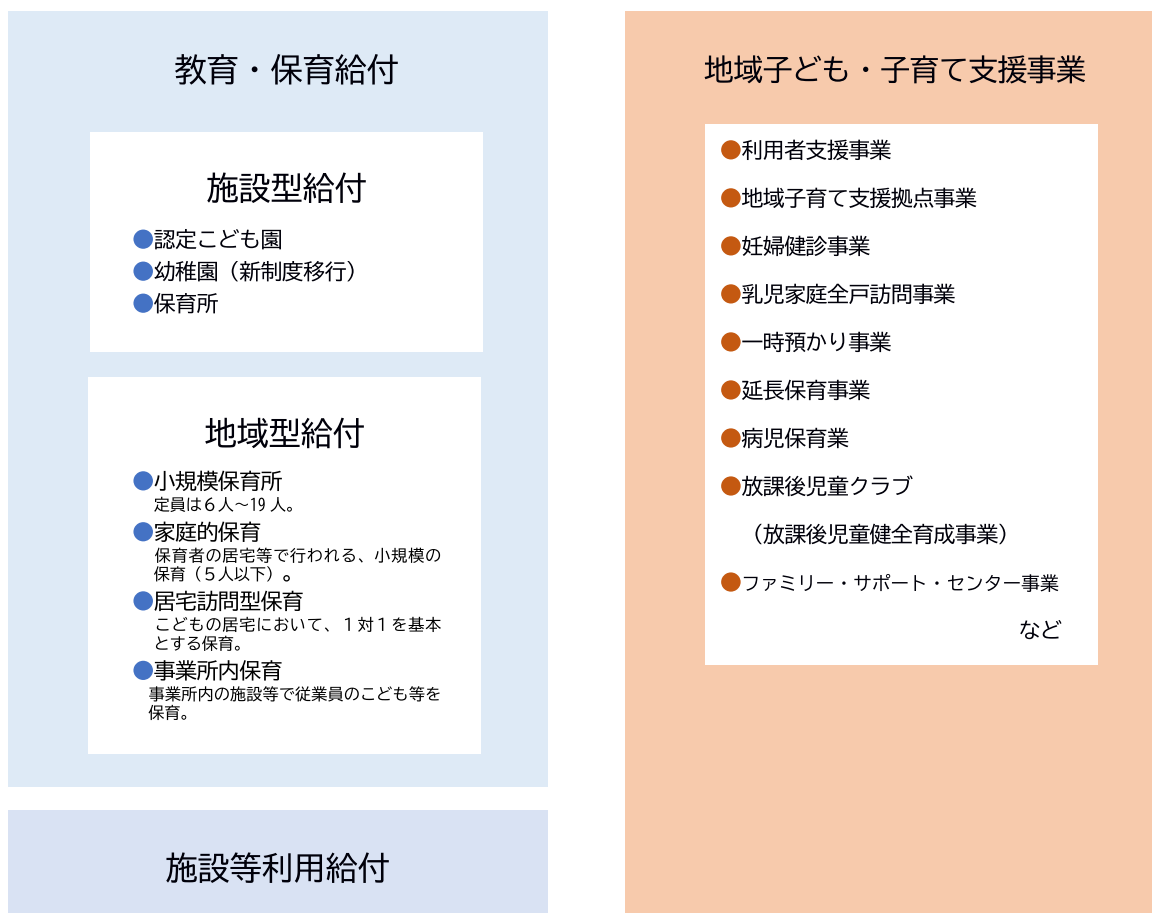
⑦仕事と家庭の両立を支援する

NO	主な取組み	取組みの概要	担当課
19	多様な預かり事業の整備・推進	働く保護者の多様なニーズに対応した預かり事業を整備します。	子ども育成課 幼児保育課 学校教育課

2. 子ども・子育て支援制度について

(1) 子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業について

子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業は主に以下のとおりです。



(2) 認定区分

教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、こどもの保育の必要性について、市町村の認定を受ける必要があります。

区分			対象施設
1号認定	3～5歳	幼稚園での教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での	認定こども園、保育所
3号認定	0～2歳	保育を希望	認定こども園、保育所、地域型保育事業

※施設等利用給付

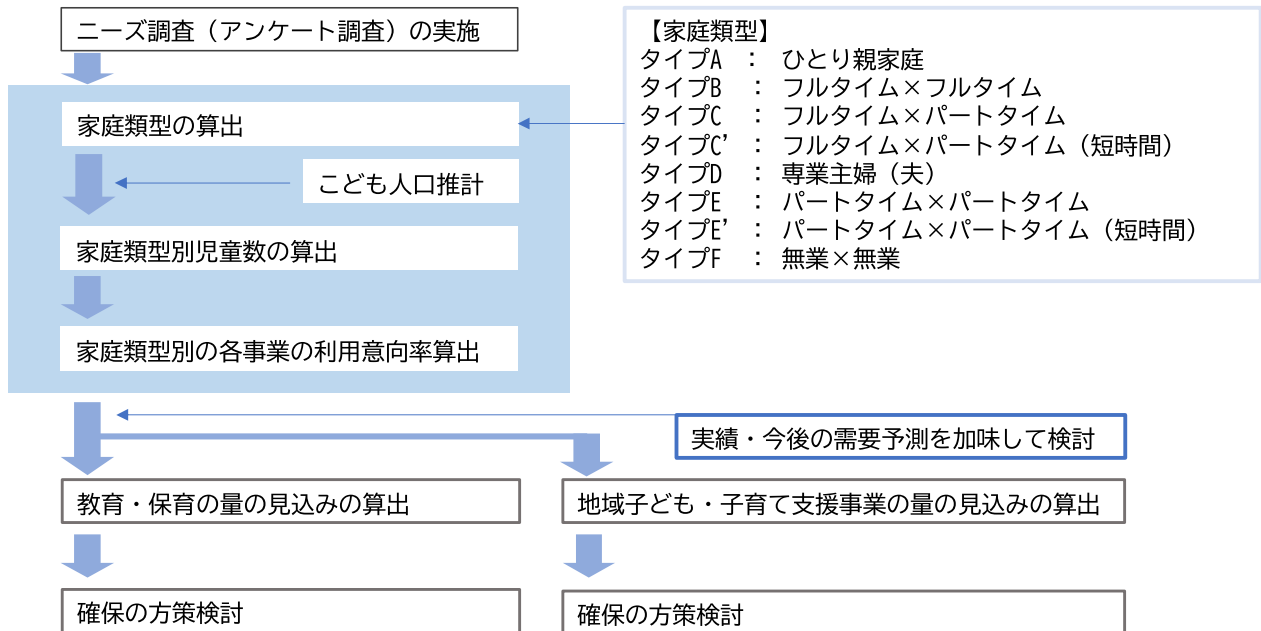
幼稚教育・保育の無償化の開始に伴い創設された給付制度です。幼稚園（新制度未移行園）、認可外保育施設等の利用料について一定の給付があります。保育の必要性の認定が必要です。

※企業主導型保育施設（事業）

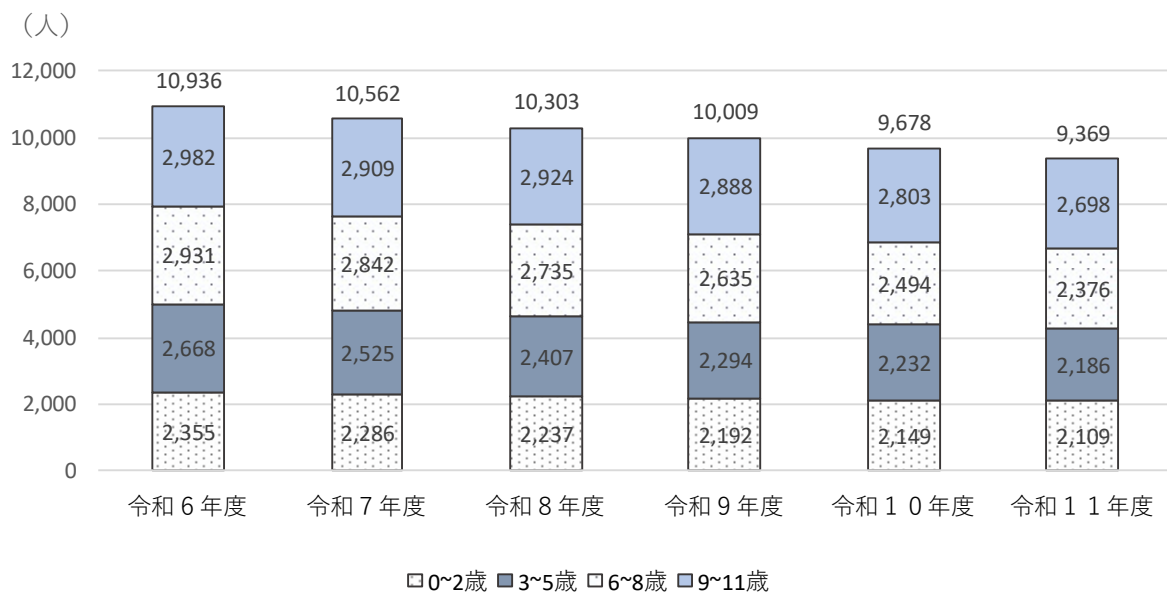
事業主拠出金を財源とし、従業員の様々な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援する一方、地域住民のこどもの受入れも可能とする事業として、平成28年度に創設された事業。

(3) 量の見込みの算出

量の見込みの算出にあたっては、国から示された「量の見込み」の算出等の考え方に基づき、ニーズ調査（令和5年12月実施）結果、こども人口の推計、事業の利用実績等を踏まえ設定しています。



こども人口の推計



単位：人

年齢	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	770	751	737	722	708	697
1歳	781	762	745	731	716	702
2歳	804	773	755	739	725	710
3歳	863	796	766	749	733	719
4歳	877	855	789	759	743	727
5歳	928	874	852	786	756	740
6歳	950	924	871	849	783	753
7歳	976	946	921	868	846	780
8歳	1,005	972	943	918	865	843
9歳	976	1,000	969	940	915	862
10歳	947	969	993	962	933	909
11歳	1,059	940	962	986	955	927
合計	10,936	10,562	10,303	10,009	9,678	9,369

資料：住民基本台帳人口（H26～R5 年、各年4月1日）を基にコーホート要因法により算出

（４）提供区域の設定

教育・保育提供区域については、保護者やこどもが居宅に近い場所で、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための既存施設の状況などを総合的に勘案して、中学校区を区域とする５区域に設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業においては、市全域や小学校区で取組まなければならない事業があることから、事業ごとに提供区域を設定します。

※教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要と供給を見込むためのもので、利用者の利用範囲を制限するものではありません。

地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業名	提供区域
利用者支援事業	全域（１区域）
地域子育て支援拠点事業	中学校区（５区域）
妊婦健診	全域（１区域）
乳児家庭全戸訪問事業	全域（１区域）
養育支援訪問事業	全域（１区域）
子育て世帯訪問支援事業	全域（１区域）
子育て短期支援事業	全域（１区域）
ファミリー・サポート・センター事業	全域（１区域）
一時預かり事業	中学校区（５区域）
延長保育事業（時間外保育事業）	中学校区（５区域）
病児保育事業	全域（１区域）
放課後児童健全育成事業	小学校区（１３区域）
実費徴収に係る補足給付を行う事業	全域（１区域）

3. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策・実施時期

【子ども・子育て支援法第61条第2項第1号関係】

(1) 教育・保育事業

計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分（1～3号）ごとに定めます。

(2) 量の見込み

教育・保育の利用状況や利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情などを考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を設定しました。

(3) 提供体制の確保の方策

教育・保育の提供体制は、教育・保育提供区域における認定区分ごとに、教育・保育施設の配置状況、必要利用定員総数に対する施設の充足状況、地域の実情などを考慮し、各年度における確保の方策及びその実施時期を定めます。

満3歳以上のこども（1・2号認定）については、一部地域を除き、現在の利用定員により必要利用定員総数を確保できる状況です。また、満3歳未満のこども（3号認定）については、現在の利用定員により必要利用定員総数を確保できない状況です。

このため、小規模保育事業の整備や既存園の定員枠の見直しなど、低年齢児の受入れ拡大に向けた対応をより一層行う必要があります。なお、中学校区における確保が困難な場合は、地域における広域的な提供体制を確保します。

■教育・保育の提供体制（１・２号認定）

●全域

（単位：人）

	1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
①量の見込み	594	2,062		566	1,983		539	1,908		525	1,852		514	1,805	
		492	1,570		487	1,496		482	1,426		465	1,387		446	1,359
	1,086														
	市外からの利用														
	市外施設を利用														
②確保の方策	特定教育・保育施設等	1,650	2,279	1,650	2,279		1,570	2,359		1,570	2,359		1,570	2,359	
	市外からの利用														
	市外施設を利用														
②－①	564	709		597	783		549	933		580	972		610	1,000	

※表中①量の見込みは、必要利用定員を示す。また、②確保の方策「特定教育・保育施設等」は、１・２号認定においては認定こども園、幼稚園及び保育園等のことをいう。

※令和７年度特定教育・保育施設等の利用定員

学校教育（１・２号認定）

1,650人：幼稚園（７園） 1,470人、認定こども園（１園） 180人
（令和９年４月～ 1,570人：幼稚園（６園） 1,310人、認定こども園（２園） 260人）

保育の必要性あり（２号認定 学校教育の利用除く）

2,279人：保育園（15園） 1,928人、認定こども園（４園） 351人
（令和９年４月～ 2,359人：保育園（14園） 1,838人、認定こども園（２園） 521人）

ページの教育・保育の提供体制の表にある「市外からの利用」の欄には、私立幼稚園の広域的な利用による数値を示し、阿久比町、武豊町のこどもが半田市内の私立幼稚園を利用する人数を、また「市外施設を利用」の欄には、半田市のこどもが東浦町の私立幼稚園を利用する人数を、現状の利用人数をふまえて表しています。

●半田中学校区域

(単位：人)

	1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
①量の見込み	594	2,062		566	1,983		539	1,908		525	1,852		514	1,805	
		492	1,570		487	1,496		482	1,426		465	1,387		446	1,359
	1,086														
市外からの利用															
市外施設を利用															
②確保の方策	特定教育・ 保育施設等	1,650	2,279	1,650	2,279		1,570	2,359		1,570	2,359		1,570	2,359	
	市外からの利用														
	市外施設を利用														
② - ①	564	709		597	783		549	933		580	972		610	1,000	

※令和7年度特定教育・保育施設等の利用定員

学校教育（1・2号認定）

470人：幼稚園（2園）

保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く）

681人：保育園（4園） 510人、認定こども園（2園） 171人

●乙川中学校区域

(単位：人)

	1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
①量の見込み	594	2,062		566	1,983		539	1,908		525	1,852		514	1,805	
		492	1,570		487	1,496		482	1,426		465	1,387		446	1,359
	1,086														
市外からの利用															
市外施設を利用															
②確保の方策	特定教育・ 保育施設等	1,650	2,279	1,650	2,279		1,570	2,359		1,570	2,359		1,570	2,359	
	市外からの利用														
	市外施設を利用														
② - ①	564	709		597	783		549	933		580	972		610	1,000	

※令和7年度特定教育・保育施設等の利用定員

学校教育（1・2号認定）

520人：幼稚園（2園）

保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く）

578人：保育園（4園）

● 亀崎中学校区域

(単位：人)

	1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
①量の見込み	60	209		57	201		55	193		54	189		52	183	
		50	159		49	152		49	144		48	141		45	138
	110			106			104			102			97		
	市外からの利用			市外からの利用			市外からの利用			市外からの利用			市外からの利用		
市外施設を利用				市外施設を利用			市外施設を利用			市外施設を利用			市外施設を利用		
②確保の方策	特定教育・保育施設等	180	210	180	210		180	210		180	210		180	210	
	市外からの利用														
	市外施設を利用														
	② - ①	70	51	74	58		76	66		78	69		83	72	

※令和7年度特定教育・保育施設等の利用定員

学校教育（1・2号認定）

180人：認定こども園（1園）

保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く）

210人：保育園（2園） 150人、認定こども園（1園） 60人

● 成岩中学校区域

(単位：人)

	1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
①量の見込み	122	426		116	409		111	394		108	381		106	373	
		102	324		101	308		100	294		96	285		92	281
	224			217			211			204			198		
	市外からの利用			市外からの利用			市外からの利用			市外からの利用			市外からの利用		
市外施設を利用				市外施設を利用			市外施設を利用			市外施設を利用			市外施設を利用		
②確保の方策	特定教育・保育施設等	320	510	320	510		240	590		240	590		240	590	
	市外からの利用														
	市外施設を利用														
	② - ①	96	186	103	202		29	296		36	305		42	309	

※令和7年度特定教育・保育施設等の利用定員

学校教育（1・2号認定）

320人：幼稚園（2園）

（令和9年4月～ 240人：幼稚園（1園）160人、新設 認定こども園の1号認定分 80人）

保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く）

510人：保育園（4園）

（令和9年4月～ 590人：保育園（3園）420人、新設 認定こども園の1号認定分 170人）

● 青山中学校区域

(単位：人)

	1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外	学校教育のみ	保育の必要性あり 学校教育の利用	左記以外
①量の見込み	100	346		95	333		91	322		88	312		87	304	
		82	264		82	251		81	241		78	234		75	229
	182			177			172			166			162		
	市外からの利用			市外からの利用			市外からの利用			市外からの利用			市外からの利用		
市外施設を利用															
②確保の方策	特定教育・ 保育施設等	160	300	160	300		160	300		160	300		160	300	
	市外からの利用														
	市外施設を利用														
② - ①	-22	36		-17	49		-12	59		-6	66		-2	71	

※令和7年度特定教育・保育施設等の利用定員

学校教育（1・2号認定）

160人：幼稚園（1園）

保育の必要性あり（2号認定 学校教育の利用除く）

300人：保育園（1園） 180人、認定こども園（1園） 120人

■教育・保育の提供体制（3号認定）

●全域

（単位：人）

		1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
		3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		190	363	433	186	355	423	183	348	414	179	341	406	176	334	397
②確保の方策	特定教育・保育施設	121	308	385	121	308	385	127	318	395	127	318	395	127	318	395
	地域型保育事業	36	36	37	42	42	43	42	42	43	42	42	43	42	42	43
	企業主導型 保育施設（地域枠）	15	22	24	15	22	24	15	22	24	15	22	24	15	22	24
	計	172	366	446	178	372	452	184	382	462	184	382	462	184	382	462
②－①		-18	3	13	-8	17	29	1	34	48	5	41	56	8	48	65
提供体制		0歳 保育園 5 (97人) 認定こども園 3 (24人) 小規模 6 (36人) 企業主導型 8 (15人) 1歳 保育園 11 (272人) 認定こども園 3 (61人) 小規模 6 (36人) 企業主導型 8 (22人) 2歳 保育園 16 (337人) 認定こども園 3 (48人) 小規模 6 (37人) 企業主導型 8 (24人)			0歳 小規模:増 1 (6人) 1歳 小規模:増 1 (6人) 2歳 小規模:増 1 (6人)			0歳 保育園:減 1 (△9人) 新設 認定こども園 1 (15人) 1歳 保育園:減 1 (△10人) 新設: 認定こども園 1 (20人) 2歳 保育園:減 1 (△14人) 新設: 認定こども園 1 (24人)								

※表中①量の見込みは、必要利用定員を示します。

※各中学校区において、提供体制に不足が生じる場合は、隣接する区域の広域的な利用で対応します。

●半田中学校区域

		1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
		3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		49	91	102	47	90	99	47	87	97	46	87	94	45	83	94
②確保の方策	特定教育・保育施設	36	96	107	36	96	107	36	96	107	36	96	107	36	96	107
	地域型保育事業	12	12	13	12	12	13	12	12	13	12	12	13	12	12	13
	企業主導型 保育施設（地域枠）	4	5	5	4	5	5	4	5	5	4	5	5	4	5	5
	計	52	113	125	52	113	125	52	113	125	52	113	125	52	113	125
② - ①		3	22	23	5	23	26	5	26	28	6	26	31	7	30	31
提供体制		0歳 保育園 2 (21人) 認定こども園 2 (15人) 小規模 1 (12人) 企業主導型 2 (4人) 1歳 保育園 11 (272人) 認定こども園 3 (61人) 小規模 6 (36人) 企業主導型 8 (22人) 2歳 保育園 16 (337人) 認定こども園 3 (48人) 小規模 6 (37人) 企業主導型 8 (24人)														

●乙川中学校区域

		1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
		3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		52	105	125	52	103	122	50	100	119	49	99	116	49	97	116
②確保の方策	特定教育・保育施設	27	52	75	27	52	75	27	52	75	27	52	75	27	52	75
	地域型保育事業	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	企業主導型 保育施設（地域枠）	6	10	11	6	10	11	6	10	11	6	10	11	6	10	11
	計	45	74	98	45	74	98	45	74	98	45	74	98	45	74	98
② - ①		-7	-31	-27	-7	-29	-24	-5	-26	-21	-4	-25	-18	-4	-23	-18
提供体制		0歳 保育園 3 (27人) 小規模 2 (12人) 企業主導型 6 (3人) 1歳 保育園 11 (272人) 小規模 6 (36人) 企業主導型 8 (22人) 2歳 保育園 16 (337人) 小規模 6 (37人) 企業主導型 8 (24人)														

● 亀崎中学校区域

		1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
		3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		16	33	47	15	32	46	15	31	45	15	31	44	15	30	43
②確保の方策	特定教育・保育施設	16	55	64	16	55	64	16	55	64	16	55	64	16	55	64
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設（地域枠）	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2
	計	17	57	66	17	57	66	17	57	66	17	57	66	17	57	66
	②－①	1	24	19	2	25	20	2	26	21	2	26	22	2	27	23
提供体制		0歳 保育園 2 (16人) 企業主導型 8 (15人) 1歳 保育園 11 (272人) 企業主導型 8 (22人) 2歳 保育園 16 (337人) 企業主導型 8 (24人)														

● 成岩中学校区域

		1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
		3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		38	71	85	38	68	84	38	69	82	37	65	81	35	66	77
②確保の方策	特定教育・保育施設	27	75	97	27	75	97	33	85	107	33	85	107	33	85	107
	地域型保育事業	0	0	0	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	企業主導型 保育施設（地域枠）	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
	計	28	77	100	34	83	106	40	93	116	40	93	116	40	93	116
	②－①	-10	6	15	-4	15	22	2	24	34	3	28	35	5	27	39
提供体制		0歳 保育園 2 (27人) 企業主導型 1 (1人) 1歳 保育園 11 (272人) 認定こども園 3 (61人) 小規模 6 (36人) 企業主導型 8 (22人) 2歳 保育園 16 (337人) 認定こども園 3 (48人) 小規模 6 (37人) 企業主導型 8 (24人)			0歳 新設 小規模 1 (6人) 1歳 小規模:増 1 (6人) 2歳 小規模:増 1 (6人)			0歳 保育園:減 1 (△9人) 新設: 認定こども園 1 (15人) 1歳 保育園:減 1 (△10人) 新設: 認定こども園 1 (20人) 2歳 保育園:減 1 (△14人) 新設: 認定こども園 1 (24人)								

●青山中学校区域

		1年目(R7)			2年目(R8)			3年目(R9)			4年目(R10)			5年目(R11)		
		3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり			3号 保育の必要性あり		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		35	63	74	34	62	72	33	61	71	32	59	71	32	58	67
②確保の方策	特定教育・保育施設	15	30	42	15	30	42	15	30	42	15	30	42	15	30	42
	地域型保育事業	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	企業主導型 保育施設（地域枠）	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	計	30	45	57	30	45	57	30	45	57	30	45	57	30	45	57
②－①		-5	-18	-17	-4	-17	-15	-3	-16	-14	-2	-14	-14	-2	-13	-10
提供体制		0歳 保育園 5 (97人) 認定こども園 3 (24人) 小規模 6 (36人) 企業主導型 8 (15人) 1歳 保育園 11 (272人) 認定こども園 3 (61人) 小規模 6 (36人) 企業主導型 8 (22人) 2歳 保育園 16 (337人) 認定こども園 3 (48人) 小規模 6 (37人) 企業主導型 8 (24人)			0歳 小規模:増 1 (6人) 1歳 小規模:増 1 (6人) 2歳 小規模:増 1 (6人)			0歳 保育園:減 1 (△9人) 新設: 認定こども園 1 (15人) 1歳 保育園:減 1 (△10人) 新設: 認定こども園 1 (20人) 2歳 保育園:減 1 (△14人) 新設: 認定こども園 1 (24人)								

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策・実施時期

【子ども・子育て支援法第61条第2項第2号関係】

(1) 利用者支援事業

事業概要

こどもや保護者あるいは妊娠している方が、保育園・幼稚園・認定こども園の施設をはじめ、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう情報を提供するほか、必要に応じ相談・助言を行うなど、関係機関との連絡調整や相談などを含めた支援を行う事業です。

本市では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を確保するため、「基本型」と「こども家庭センター型」を実施します。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

子育て相談課にて「基本型」、「母子保健型」を、子育て支援センターにて「基本型」を実施してきましたが、令和6年度から子育て相談課にて「基本型」、「こども家庭センター型」を、子育て支援センターにて「基本型」を実施していきます。

確保方策の考え方

既存の施設で、事業を実施していきます。

量の見込みと確保方策

【基本型】

(単位：実施か所数)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保の方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
② - ①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【こども家庭センター型】

(単位：実施か所数)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② - ①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

提供区域

中学校区

量の見込みの考え方

令和5年度の利用実績及びこどもの人口推計により算出しました。

また、令和9年度から開設を予定している「(仮称)成岩こども園子育て支援室」については、地域子育て支援拠点として位置付ける予定です。利用見込みについては、「岩滑こども園子育て支援室」(半田中学校区)の利用状況を参考に、成岩中学校区の0～3歳の人口推計から算出しました。

●利用実績

(単位：人回)

地区	施設	R2	R3	R4	R5
亀崎	子育て支援センター	196	271	352	559
乙川		948	1,221	1,217	1,592
半田		2,131	2,747	3,596	4,932
成岩		1,956	2,922	3,038	3,653
青山		681	1,317	1,390	2,061
合計		5,912	8,478	9,593	12,797

※利用者(0～2歳児)。令和2年度は4、5月閉館。開館後も人数制限を実施

(単位：人回)

地区	施設	R2	R3	R4	R5
亀崎	KORO*KORO*はうす	2,962	4,634	5,034	6,063
乙川	子育てサポートセンター「たいようの家」	3,330	4,521	3,193	2,986
半田	岩滑こども園(ぴよぴよ)	1,509	1,912	1,940	1,953
青山	板山ふれあいセンター	3,486	4,515	2,954	2,933
青山	青山児童センター花・はな	6,878	7,821	7,319	8,054
合 計		18,165	23,403	20,440	21,989

※利用者(0～3歳児)。令和2年度は4、5月閉館。乙川中学校区、亀崎中学校区は令和2年度から開設

(単位：人回)

地区	施設	R2	R3	R4	R5
亀崎	亀崎幼稚園(かめちゃんルーム)	2,186	2,236	2,953	2,463

※利用者(0～2歳児)。令和2年度は4、5、6月閉館。

確保方策の考え方

- 既存の施設で、事業を実施することで、量の見込みに対応します。
- 令和9年度から「（仮称）成岩こども園子育て支援室」にて拠点を開設予定です。

量の見込みと確保方策

（単位：人回）

			R7	R8	R9	R10	R11
半田	①量の見込み		6,841	6,862	6,780	6,674	6,607
	②確保の方策	子育て支援センター（一般型）	4,927	4,977	4,893	4,818	4,768
		こども園子育て支援室（一般型）	1,914	1,885	1,887	1,856	1,839
	② - ①		0	0	0	0	0
乙川	①量の見込み		4,483	4,440	4,399	4,348	4,284
	②確保の方策	子育て支援センター（一般型）	1,566	1,555	1,536	1,520	1,497
		乙川地区委託拠点（一般型）	2,917	2,885	2,863	2,828	2,787
	② - ①		0	0	0	0	0
亀崎	①量の見込み		8,216	8,076	7,759	7,599	7,483
	②確保の方策	子育て支援センター（一般型）	520	487	476	467	462
		亀崎地区委託拠点（一般型）	5,405	5,441	5,186	5,076	4,985
		こども園子育て支援室（一般型）	2,291	2,148	2,097	2,056	2,036
	② - ①		0	0	0	0	0
成岩	①量の見込み		3,401	3,358	4,808	4,721	4,675
	②確保の方策	子育て支援センター（一般型）	3,401	3,358	3,308	3,251	3,215
		こども園子育て支援室（一般型）	—	—	1,500	1,470	1,460
	② - ①		0	0	0	0	0
青山	①量の見込み		12,124	12,083	11,857	11,681	11,463
	②確保の方策	子育て支援センター（一般型）	1,936	1,913	1,872	1,844	1,812
		児童センター（板山）（一般型）	2,503	2,466	2,447	2,391	2,316
		児童センター（青山）（一般型）	7,685	7,704	7,538	7,446	7,335
	② - ①		0	0	0	0	0
合計	①量の見込み		35,065	34,819	35,603	35,023	34,512
	②確保の方策		35,065	34,819	35,603	35,023	34,512
	② - ①		0	0	0	0	0

(3) 妊婦健診

事業概要

妊婦健康診査は、母体及び胎児への健康管理のために必要な妊婦健康診査（計 14 回分 ※多胎妊婦に対しては 5 回分を追加助成）の受診費用を公費負担することにより、誰もが安心して妊娠・出産ができるよう整備しています。また、低所得世帯に対しては、初回産科受診費用についても助成することで経済的な負担軽減を図っています。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

近年の実施状況と 0 歳児の人口推計より少子化の傾向を踏まえて算出しました。

● 受診票交付者数（実績）

（単位：人）

H31	R2	R3	R4	R5
932	866	950	802	751

確保方策の考え方

県内医療機関などに委託し、想定した量の見込みに対応します。

量の見込みと確保方策

	1 年目 (R 7)	2 年目 (R 8)	3 年目 (R 9)	4 年目 (R 10)	5 年目 (R 11)
①量の見込み	701 人 8,766 回	688 人 8,611 回	675 人 8,445 回	663 人 8,291 回	651 人 8,149 回
②確保の方策	701 人 8,766 回	688 人 8,611 回	675 人 8,445 回	663 人 8,291 回	651 人 8,149 回
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※上段：受診票交付者数、下段：健診回数

※愛知県では統一して公費の健診を受けることができるよう、県医師会と協力しながら実施しています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

乳児家庭全戸訪問事業は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目指すものです。切れ目のない支援のため、家庭児童相談員が中心となり生後2か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供を行うなど事業を実施しています。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

本市では、乳児家庭全戸訪問事業の実施状況はコロナ禍の影響もあり年によってばらつきがありましたが、令和5年度から国が創設した「子育て応援ギフト(出生届出時の給付金)」申請のための面接も併せて実施したことにより、対象家庭全戸に訪問を実施しています。

量の見込みは、こどもの人口推計により設定しました。

●実績

(単位：人)

H31	R2	R3	R4	R5
814	700	476	721	674

確保方策の考え方

家庭児童相談員と主任児童委員により、想定した量の見込みに対応します。

量の見込みと確保方策

(単位：人)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	728	714	701	689	679
②確保の方策	728	714	701	689	679
②－①	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援訪問事業は第2期事業計画までは保健師等による専門的な相談支援と家庭児童相談員やヘルパーが実施する育児・家事援助の両輪で実施していましたが、令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、養育支援事業を保健師等による専門的な相談支援に特化したものに見直し、家事・育児に係る援助や子育てに関する情報の提供その他必要な支援を行う「子育て世帯訪問支援事業（P ）」が新設され事業が整理されました。これに伴い、第3期計画からはそれぞれで事業計画を策定します。

養育支援訪問事業では、養育支援が特に必要な家庭（特定妊婦※、継続支援が必要な乳幼児とその保護者）に対し、その居宅を訪問し、保健師・助産師などによる専門的な育児相談や家庭環境に応じた適切な保健指導を通して、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の軽減や解決を図っています。

※ 精神的不安定や養育環境上の課題などハイリスク要因があり、出産後の子育てについて出産前から支援が特に必要と認められる妊婦

提供区域

全域

量の見込みの考え方

過去5年間の実施回数に基づき、年度ごとの実績に波があるものの最大限のニーズに対応していくこととして、以下のように設定しました。

●実施回数

(単位：人日)

H31	R2	R3	R4	R5
276	305	239	266	256

確保方策の考え方

関係機関との連携等により、支援を必要とされる方に事業を実施していきます。

量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
量の見込み①	305	305	305	305	305
確保の方策②	305	305	305	305	305
②－①	0	0	0	0	0

(6) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とします。

養育支援が必要な家庭について、家庭児童相談員が定期的に訪問し、個々の課題に応じた指導助言を行うほか、特に家事や育児支援が必要な家庭については、育児・家事援助を民間事業所に委託するなど、よりきめ細やかに支援を行っています。

近年の利用は以下のとおりで、令和4年度の141回が最大となっています。

●実施回数 (単位：人日)

H31	R2	R3	R4	R5
124	130	100	141	61

提供区域

全域

量の見込みの考え方

過去5年間の実施回数に基づき、年度ごとの実績に波があるものの最大限のニーズに対応していくこととして、以下のように設定しました。

確保方策の考え方

量の見込みにすべて対応するものとして数値を設定しています。

量の見込みと確保の方策

(単位：人日)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
量の見込み①	141	141	141	141	141
確保の方策②	141	141	141	141	141
②－①	0	0	0	0	0

(7) 子育て短期支援事業

事業概要

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病や仕事等の理由により、こどもの養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力等により緊急に一時保護する場合に、こども等を児童養護施設等で必要な保護を行うものです。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

過去5年間の実施件数に基づき、年度ごとの実績に波があるものの最大限のニーズに対応していくこととして設定しました。

●実施件数（実績）

	H31	R2	R3	R4	R5
延べ日数	51日	12日	23日	0日	9日
延べ人数	15人	5人	4人	0人	4人
延べ世帯	9世帯	3世帯	3世帯	0世帯	4世帯

確保方策の考え方

現在の体制で、想定した量の見込みに対応します。

量の見込みと確保方策

(単位：日)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
量の見込み①	51	51	51	51	51
確保の方策②	51	51	51	51	51
②－①	0	0	0	0	0

※量の見込みは、対象となる見込み家庭の年間実施日数

(8) ファミリー・サポート・センター事業

事業概要

ファミリー・サポート・センター事業は、こどもの送迎や預かりなど、子育ての手助けを必要としている方「依頼会員」と手助けができる方「援助会員」との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

量の見込みにあたっては、実績値（令和2年度から令和5年度）の伸び率の平均（0.982）を直近の実績に乗じた値としました。

●利用状況

	H31	R2	R3	R4	R5
依頼会員（人）	552	545	523	526	490
援助会員（人）	162	177	163	184	195
両方会員（人）	83	87	77	78	73
活動件数（件）	4,632	3,525	3,158	3,320	2,862

確保方策の考え方

想定した量の見込みに対応した援助会員の確保に努めます。

量の見込みと確保方策

（単位：件）

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
量の見込み①	3,202	3,144	3,087	3,032	2,977
確保の方策②	3,202	3,144	3,087	3,032	2,977
②－①	0	0	0	0	0

(9) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

事業概要

保護者がパートタイム就労や疾病・出産などの理由により、家庭での保育が困難な場合に、幼稚園等において在園児を対象に預かり保育を行います。

提供区域

中学校区

量の見込みの考え方

ニーズ調査結果及び過去の実績を考慮し、量の見込みを設定しました。

確保方策の考え方

既存の施設で、量の見込みに対応した受入を行います。

●利用定員（令和7年度）

【全域】幼稚園等（8園）	24,000人日
・半田中学校区：幼稚園	2園、利用定員 6,000人日
・乙川中学校区：幼稚園	2園、利用定員 6,000人日
・亀崎中学校区：認定こども園	1園、利用定員 3,000人日
・成岩中学校区：幼稚園	2園 利用定員 6,000人日 (令和9年4月～ 1園 利用定員 3,000人日)
・青山中学校区：幼稚園	1園 利用定員 3,000人日

量の見込みと確保方策

(単位：人日)

		R7	R8	R9	R10	R11
半田	量の見込み①	2,891	2,769	2,760	2,619	2,611
	確保の方策②	2,891	2,769	2,760	2,619	2,611
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
	②－①	0	0	0	0	0
乙川	量の見込み①	3,032	2,904	2,834	2,731	2,742
	確保の方策②	3,032	2,904	2,834	2,731	2,742
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
	②－①	0	0	0	0	0
亀崎	量の見込み①	1,111	1,075	986	964	910
	確保の方策②	1,111	1,075	986	964	910
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0
成岩	量の見込み①	2,256	2,173	1,992	1,925	1,913
	確保の方策②	2,256	2,173	1,992	1,925	1,913
	施設数（か所）	2	2	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0
青山	量の見込み①	1,845	1,757	1,621	1,579	1,560
	確保の方策②	1,845	1,757	1,621	1,579	1,560
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0
合計	量の見込み①	11,135	10,678	10,193	9,818	9,736
	確保の方策②	11,135	10,678	10,193	9,818	9,736
	施設数（か所）	8	8	7	7	7
	②－①	0	0	0	0	0

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

事業概要

保護者がパートタイム就労や疾病・出産などの理由により、家庭での保育が困難な場合に、保育園等において一時的な保育を行います。

保育園等では満1歳以上を対象とし、子育て支援センター（施設内託児室）では生後6か月以上を対象として一時的な保育を実施しています。

提供区域

中学校区

量の見込みの考え方

保育園等については、ニーズ調査結果及び過去の実績を考慮し、量の見込みを設定しました。

子育て支援センターについては、令和6年度以降、乳幼児一時預かり事業拡充のため保育士の増員により、現状の3割の利用者数増加を見込んでいることを加味し、令和5年度の実績（1,409人）に1.3乗じた値（1,800人 $\div$ 1,409人 $\times$ 1.3）としました。

確保方策の考え方

保育園等10か所、子育て支援センターにおいて、量の見込みに対応した受入を行います。

●利用定員（令和7年度）

【全域】保育園等（9園） 11,040人日

子育て支援センター（1か所）6,228人日

・半田中学校区

保育園 1園 利用定員 480人日

認定こども園 1園 利用定員 480人日

・乙川中学校区

保育園 1園 利用定員 1,920人日

・亀崎中学校区

保育園 2園 利用定員 3,600人日

・成岩中学校区

保育園 2園 利用定員 2,640人日

・青山中学校区

保育園 1園 利用定員 1,440人日

認定こども園 1園 利用定員 480人日

量の見込みと確保方策

単位：人日

			R7	R8	R9	R10	R11
半田	量の見込み①		1,545	1,515	1,487	1,467	1,453
	確保の方策②	保育園等	865	835	807	787	773
		施設数（か所）	2	2	2	2	2
		子育て支援センター	680	680	680	680	680
	②－①		0	0	0	0	0
乙川	量の見込み①		1,110	1,080	1,055	1,035	1,022
	確保の方策②	保育園等	820	790	765	745	732
		施設数（か所）	1	1	1	1	1
		子育て支援センター	290	290	290	290	290
	②－①		0	0	0	0	0
亀崎	量の見込み①		445	431	418	409	403
	確保の方策②	保育園等	395	381	368	359	353
		施設数（か所）	3	3	3	3	3
		子育て支援センター	50	50	50	50	50
	②－①		0	0	0	0	0
成岩	量の見込み①		1,197	1,172	1,151	1,124	1,114
	確保の方策②	保育園等	697	672	651	634	624
		施設数（か所）	2	2	2	2	2
		子育て支援センター	490	490	490	490	490
	②－①		0	0	0	0	0
青山	量の見込み①		852	832	814	801	791
	確保の方策②	保育園等	562	542	524	511	501
		施設数（か所）	2	2	2	2	2
		子育て支援センター	290	290	290	290	290
	②－①		0	0	0	0	0
合計	量の見込み①		5,130	5,030	4,925	5,076	5,023
	確保の方策②	保育園等	3,339	3,220	3,115	3,036	2,983
		施設数（か所）	10	10	10	10	10
		子育て支援センター	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		施設数（か所）	1	1	1	1	1
	②－①		0	0	0	0	0

(10) 延長保育事業

事業概要

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、保育園等において、午後4時までの通常保育時間を超えて、最長で午後7時30分までの延長保育を実施します。

提供区域

中学校区

量の見込みの考え方

令和5年度の利用者数 404 人をベースとし、過去3年間の利用者数の伸び率の平均（0.98）を直近の実績に乗じた値としました。

●利用実績

（単位：人）

H31	R2	R3	R4	R5
479	473	490	463	404

確保方策の考え方

市内保育園等 26 か所にて、量の見込みに対する体制を確保していきます。

量の見込みと確保方策

(単位：人)

			R7	R8	R9	R10	R11
半田	量の見込み①		95	94	89	88	85
	確保の方策②	保育園等	95	94	89	88	85
		施設数（か所）	8	8	8	8	8
	②－①		0	0	0	0	0
乙川	量の見込み①		110	108	107	105	103
	確保の方策②	保育園等	110	108	107	105	103
		施設数（か所）	7	7	7	7	7
	②－①		0	0	0	0	0
亀崎	量の見込み①		38	36	36	35	35
	確保の方策②	保育園等	38	36	36	35	35
		施設数（か所）	3	3	3	3	3
	②－①		0	0	0	0	0
成岩	量の見込み①		77	77	77	74	72
	確保の方策②	保育園等	77	77	77	74	72
		施設数（か所）	4	5	5	5	5
	②－①		0	0	0	0	0
青山	量の見込み①		68	65	63	62	61
	確保の方策②	保育園等	68	65	63	62	61
		施設数（か所）	4	4	4	4	4
	②－①		0	0	0	0	0
合計	量の見込み①		388	380	372	364	356
	確保の方策②	保育園等	388	380	372	364	356
		施設数（か所）	26	27	27	27	27
	②－①		0	0	0	0	0

(11) 病児保育事業

事業概要

病児・病後児保育事業は、病気にかかっているこどもや回復しつつあるこどもを医療機関や保育施設などで一時的に預かるものです。本市では、半田市病児保育施設「げんきの芽」で実施しています。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

過去5年間の実施件数に基づき、年度ごとの実績に波があるものの最大限のニーズに対応していくこととして設定しました。

●利用実績

(単位：人日)

H31	R2	R3	R4	R5
481	130	242	177	258

確保方策の考え方

既存の施設において、量の見込みに対応します。

量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
量の見込み①	260	260	260	260	260
確保の方策②	260	260	260	260	260
②－①	0	0	0	0	0

(12) 放課後児童健全育成事業

事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後等の適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

本市では、民設民営を基本に民間団体に委託（令和5年度現在、13小学校区で20クラブを開設）し運営しています。

提供区域

小学校区

量の見込みの考え方

令和3年度から令和5年度までの利用登録児童数（合計）の伸び率の平均（1.017）を各クラブの直近の実績に乗じて積算した値としました。

●利用実績（登録児童数）

（単位：人）

H31	R2	R3	R4	R5
931	1,029	1,030	1,074	1,066

確保方策の考え方

事業委託している市内20か所にて、量の見込みに対する体制を確保していきます。

量の見込みと確保方策

(単位：人)

		1 年目 R7	2年目 R8	3年目 R9	4年目 R10	5年目 R11
半田	量の見込み①	107	109	111	113	115
	確保の方策②	107	109	111	113	115
	②－①	0	0	0	0	0
さくら	量の見込み①	34	34	34	34	34
	確保の方策②	34	34	34	34	34
	②－①	0	0	0	0	0
岩滑	量の見込み①	72	73	74	75	76
	確保の方策②	72	73	74	75	76
	②－①	0	0	0	0	0
雁宿	量の見込み①	100	101	102	103	104
	確保の方策②	100	101	102	103	104
	②－①	0	0	0	0	0
乙川	量の見込み①	117	119	121	123	125
	確保の方策②	117	119	121	123	125
	②－①	0	0	0	0	0
横川	量の見込み①	88	89	90	91	92
	確保の方策②	88	89	90	91	92
	②－①	0	0	0	0	0
乙川東	量の見込み①	68	69	70	71	72
	確保の方策②	68	69	70	71	72
	②－①	0	0	0	0	0
亀崎	量の見込み①	99	101	103	105	107
	確保の方策②	99	101	103	105	107
	②－①	0	0	0	0	0
有脇	量の見込み①	30	30	30	30	30
	確保の方策②	30	30	30	30	30
	②－①	0	0	0	0	0
成岩	量の見込み①	73	74	75	76	77
	確保の方策②	73	74	75	76	77
	②－①	0	0	0	0	0
宮池	量の見込み①	113	115	117	119	121
	確保の方策②	113	115	117	119	121
	②－①	0	0	0	0	0
板山	量の見込み①	60	61	62	63	64
	確保の方策②	60	61	62	63	64
	②－①	0	0	0	0	0
花園	量の見込み①	137	139	141	143	145
	確保の方策②	137	139	141	143	145
	②－①	0	0	0	0	0
合計	量の見込み①	1,098	1,114	1,130	1,146	1,162
	確保の方策②	1,098	1,114	1,130	1,146	1,162
	②－①	0	0	0	0	0

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

低所得者世帯（年収約 360 万円未満相当）等の保護者が、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等を利用する場合に、利用施設に対して支払うべき食事の提供（副食材料費）の費用を助成します。

提供区域

全域

量の見込みの考え方

「量の見込み」については、対象者数の見込みの最大値としました。

●実績

（単位：人）

R2	R3	R4	R5
51	57	66	65

確保方策の考え方

対象者数に応じて給付できるよう実施します。

量の見込みと確保方策

（単位：人）

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
量の見込み①	66	66	66	66	66
確保の方策②	66	66	66	66	66
②－①	0	0	0	0	0

(14) 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

支援の内容については、利用者の状況や希望に応じて「安全・安心な居場所の提供」、「生活習慣の形成」、「学習の支援」等を包括的に実施します。

今後の方向性

国の示すガイドラインにもとづく人材の確保、実施場所といった体制整備や、関係部署との役割の明確化、連携に係る課題について研究・検討していきます。

(15) 親子関係形成支援事業

事業概要

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

今後の方向性

現在、児童発達支援センターつくし学園において、就学前から小学3年生の家族を対象に、こどもの行動を理解しながら上手にかかわれるコツを発達の専門家から学べる講座を開催しています。そこでは、全4回のプログラムを通じ、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を学び、同じ境遇の保護者同士が相互に悩みや不安を情報交換することで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行っています。

「親子関係形成事業」の対象者は、親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭であり、本市が実施している事業の対象者とは異なりますが、今後もニーズの把握や必要に応じて事業の活用も検討していきたいと考えています。

5. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第4号関係】

7. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

【子ども・子育て支援法第61条第3項第1号関係】

8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策

【子ども・子育て支援法第61条第3項第2号関係】

9. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

【子ども・子育て支援法第61条第3項第3号関係】

10. こどもの貧困対策とひとり親支援

【こどもの貧困対策の推進に関する法律第4条関係】

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、行政職員や幼稚園・保育園等の事業運営者による推進に加え、地域住民や民間企業など様々な主体と連携した上での計画の推進が必要となります。そのため、子ども・子育て支援に関する情報発信や情報提供を積極的に行い、社会全体、地域ぐるみで子ども・子育て支援が推進されるよう、子ども、子育て支援の環境向上やそうした環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

また、子ども・子育て支援は、保健師や相談員などの様々な専門職により支援が行われています。本市で行われる子ども・子育て支援が質の高いものとなるよう、職員の資質や専門性の向上に資する取組みも併せて実施し、人材の育成に努めつつ、計画の推進を図ります。

2. 推進体制

計画の推進体制は、計画策定に携わる行政関係部課を中心に庁内関係各課と連携して取組みます。

また、幼稚園や保育園等の教育・保育施設の運営事業者の方や地域において子ども・子育て支援に携わっている関係者、関係機関と十分な連携を図りながら、計画の着実な実施や推進を図ります。

更には、市民が委員として参加する会議等で必要に応じて意見聴取を行うとともに、関係者の協力を得ながら推進していきます。

3. 計画の達成状況の点検及び評価

計画の進捗状況等については、施策の実施状況や実施にかかる費用の使途や実績等を年度ごとに点検、評価します。その際、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施することとし、子ども・子育て会議の審査を経て、点検及び評価の結果はホームページ等で公表します。

4. 計画の見直し

今回策定する計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として策定していますが、計画に定める量の見込みや確保の方策の計画値を変更する必要がある場合や、新たな施策を反映させる必要が生じた場合などには、社会情勢や利用者の動向などを見ながら、計画期間内に計画の一部見直しを行います。